

改正

平成24年12月28日告示第141号

平成25年3月26日告示第30号

平成28年6月14日告示第74号

平成29年6月22日告示第87号

大網白里市住民協働事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の住民活動及び協働のまちづくりの推進を図るため、住民団体が自主的又は主体的に企画し、実施する公益性のあるまちづくり事業を行う場合に、その事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例（昭和30年条例第4号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 主たる活動の場が市内にあること。
- (2) 5人以上の構成員を有し、その過半数が市内に在住、在勤又は在学している者であること。
- (3) 団体の代表者及び運営について、会則等で定められていること。
- (4) 第9条の規定により選考された事業を実施する団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助の対象としない。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とする団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が企画立案した公共的な課題の解決若しくは地域の活性化につながる事業（以下「住民提案型事業」という。）又は市が提示する市に関する課題に対し補助対象団体により企画立案された事業（以下「行政提案型事業」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民の福祉向上又は公益上の必要性が認められる事業
- (2) 市内で実施される事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 本要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受けている事業
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 地域住民の交流会その他の親睦を目的とする事業
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- (5) その他補助することが適当でないと認められる事業

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に係る経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 人件費（アルバイトを含む。）
- (2) 講師及び専門家への謝礼（補助対象団体の構成員に対するものを除く。）
- (3) 旅費及び交通費
- (4) チラシ、ポスターその他の資料の作成費、消耗品費及び燃料費

- (5) 通信費
- (6) 保険料（火災、地震等の家屋に係る保険料を除く。）
- (7) 機器類の賃借料
- (8) 備品購入費（事業実施のために不可欠なものに限る。なお、備品1品目当たりの補助対象経費は、2万円を限度とする。）
- (9) その他補助対象事業の実施のために市長が必要かつ適正と認める経費

2 次に掲げる経費は補助の対象としない。

- (1) 食料費
- (2) 記念品の購入等に係る経費
- (3) 家賃（敷金及び礼金を含む。）
- (4) 土地の取得、造成及び補償に関する経費
- (5) 団体の経常的な運営に係る経費
- (6) 領収書等により、団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (7) その他補助事業に直接関係のない経費及び補助することが適当でないと認められる経費（補助対象期間）

第5条 補助金交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、毎年4月1日から翌年の3月末日までとする。

（補助金の額及び交付回数）

第6条 補助金の額及び交付回数は、次のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助金の額

ア 住民提案型事業に係る補助金の額は、1事業当たりの補助対象経費とし、30万円を上限とする。

イ 行政提案型事業に係る補助金の額は、1事業当たりの補助対象経費とし、上限は市長が別に定める。

(2) 交付回数

ア 補助金の交付は、同一補助対象期間内において1団体につき1事業とする。

イ 同一事業に対する補助金の交付は、3回を限度とし、補助対象期間ごとに申請に基づく審査により決定する。

（補助事業の公募）

第7条 市長は、補助事業を公募するに当たり、募集要項を定めて公表するものとする。

2 前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法、審査基準及び募集期間を記載するものとする。

（補助事業の提案）

第8条 補助金の交付を受けようとする住民団体は、市長が定める募集期間内に大網白里市住民協働事業提案書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（選考）

第9条 市長は、前条の規定により提案された事業を選考するに当たり、次条に規定する審査会に当該事業の内容を審査させるものとする。

2 市長は、前項の審査における意見等を基に事業の選考を実施し、その結果を速やかに住民団体に通知するものとする。

（審査会）

第10条 第8条の規定により提案された事業の内容を審査するため、大網白里市住民協働事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 前項の審査は、申請書類に記載された内容の検討・評価及び公開プレゼンテーションの方法により行うものとする。

- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 5 委員の任期は、任命又は委嘱の日から翌年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任することができる。
- 7 審査会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により定める。
- 8 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 10 会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 11 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- 12 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 13 審査は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、審査会に諮ったうえで公開することができる。
- 14 審査会の庶務は、地域づくり課において処理する。
- 15 審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

( 交付申請及び交付決定 )

第11条 第9条の規定により選考された住民団体は、市長の定める期日までに大網白里市住民協働事業補助金交付申請書(別記第2号様式)に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、大網白里市住民協働事業補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により当該住民団体に通知するものとする。

( 申請の取下げ )

第12条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

( 変更等の承認 )

第13条 補助団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、大網白里市住民協働事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記第4号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
  - (2) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
  - (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、大網白里市住民協働事業補助金変更(中止・廃止)承認通知書(別記第5号様式)又は大網白里市住民協働事業補助金変更(中止・廃止)不承認通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

( 事故報告等 )

第14条 補助団体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により市長に報告するものとする。

( 状況報告 )

第15条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助団体に対し補助事業の遂行の状況に関し、大網白里市住民協働事業補助金遂行状況報告書(別記第7

号様式)により報告させることができる。

(実績報告)

第16条 補助団体は、補助事業が完了したときは、大網白里市住民協働事業補助金実績報告書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 補助団体は、補助事業の結果について、審査会が実施する報告会に出席し、報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条第1項の規定により報告があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、大網白里市住民協働事業補助金交付確定通知書(別記第9号様式)により、当該補助団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第18条 前条の規定により通知を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、大網白里市住民協働事業補助金交付請求書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第19条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 補助団体が前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、大網白里市住民協働事業補助金概算払請求書(別記第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第20条 市長は、第18条又は前条第2項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第21条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 第17条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(2) 前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき。

(関係書類の保管)

第23条 補助団体は、補助事業に係る収支を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、補助金にかかる会計年度終了後5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第11条から第23条までの規定は、この告示に基づく補助金の交付についての予算の執行が可能となった日から施行する。

附 則(平成24年12月28日告示第141号)

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日告示第30号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 6 月14日告示第74号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に、改正前の大網白里市住民協働事業補助金交付要綱第11条第 2 項の規定による交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 6 月22日告示第87号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 8 条）

# 大網白里市住民協働事業提案書

年 月 日

大網白里市長 様

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者名）

印

大網白里市住民協働事業を実施したいので、大網白里市住民協働事業補助金  
交付要綱第8条の規定により、下記のとおり提案します。

記

1. 事業の区分 ( 住民提案型事業 ・ 行政提案型事業 )

2. 事業の名称

3. 事業の目的

4. 事業の概要

5. 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円  
(事業費総額 \_\_\_\_\_ 円)

6. 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 事業収支予算書（別紙2）
- (3) 団体の概要及び活動実績調書（別紙3）
- (4) その他市長が必要と認めるもの



別紙1 (その2)

事業計画書 (その2)

事業の名称 \_\_\_\_\_ 団体名 \_\_\_\_\_

1. 取り組もうとする課題

---

---

---

---

2. 事業の効果や成果、波及効果など

---

---

---

---

3. 事業の優れている点 (先駆性・独創性・専門性など)

---

---

---

---

4. 他の団体との連携・協力

---

---

5. 事業のPR方法

---

---

6. その他 (特記すべき事項)

---

---

## 事業収支予算書

事業の名称 \_\_\_\_\_ 団体名 \_\_\_\_\_

## 1. 収入（この事業の実施に伴って生じる収入）（単位：円）

項目	金額	内容・算出根拠等
補助金① 【④又は30万円のい ずれか低い額を記入】		
補助金以外の小計②		
収入合計③【①+②】		

※参加費や教材費などの収入が考えられる場合は記入してください。

## 2. 支出（この事業の実施に伴う経費）（単位：円）

項目	金額	内容・算出根拠等
補助対象経費小計④		
補助対象以外の経費 小計⑤		
支出合計⑥【④+⑤】		

※ 単価表や見積書など、積算の根拠となったものを添付してください。

※ 収入合計③と支出合計⑥は合致させてください。

別紙3

団体の概要及び活動実績調書

1. 団体の概要

(1) 団体名

(2) 代表者名

(3) 所在地

(4) 連絡先      T E L  
                    F A X  
                    Eメール

(5) 設立年月                              年    月

(6) 構成員の数                              人

(7) 会費                      1人あたり                      円/年間

(8) 団体の活動目的

2. これまでの主な活動実績

3. 自己評価及び団体のPR

第2号様式(第11条第1項)

大網白里市住民協働事業補助金交付申請書

年 月 日

大網白里市長

住所(所在地)

氏名(団体名)

(代表者名)

印

年度大網白里市住民協働事業を実施したいので、大網白里市住民協働事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 事業の区分 ( 住民提案型事業 ・ 行政提案型事業 )

2. 事業の名称

3. 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円  
(事業費総額 \_\_\_\_\_ 円)

4. 事業実施予定期間 年 月 日～ 年 月 日

5. 事業の概要

第3号様式(第11条第2項)

団体名  
代表者名 様

大網白里市長 回

## 大網白里市住民協働事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度大網白里市住民協働事業補助金について、下記のとおり決定したので、大網白里市住民協働事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、通知します。

### 記

1. 事業の区分 ( 住民提案型事業 ・ 行政提案型事業 )
2. 事業の名称
3. 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
4. 交付条件
  - (1) 補助事業の内容を変更（軽微な場合を除く。）する場合は、市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業に要する経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）する場合は、市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
  - (4) 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を関係書類とともに提出すること。
  - (5) 市長又はその委任を受けた者の監査に応じること。
  - (6) 次に掲げる場合においては、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
    - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
    - イ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
    - ウ ア及びイに掲げるもののほか、大網白里市住民協働事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。

第4号様式（第13条第1項）

# 大網白里市住民協働事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

大網白里市長 様

住所(所在地)

氏名(団体名)

(代表者名)

印

年 月 日付け大網白里市 指令第 号で交付決定のあった大網白里市住民協働事業を下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、大網白里市住民協働事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により承認を申請します。

## 記

1. 事業の名称

2. 既交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3. 変更交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

4. 差引増減額 \_\_\_\_\_ 円

5. 変更(中止・廃止)の理由

6. 変更の内容

7. 添付書類

(1) 事業の変更等の内容を証明する書類(事業計画書、見積書等)

(2) その他、市長が必要と認めるもの

(注) 変更承認申請の場合、補助事業の内容及び経費の配分は、交付決定された内容と容易に比較対照できるようにすること。

第5号様式(第13条第2項)

# 大網白里市住民協働事業補助金変更(中止・廃止)承認通知書

年 月 日

団体名  
代表者名 様

大網白里市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度大網白里市住民協働事業の変更(中止・廃止)承認について、大網白里市住民協働事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

## 記

1. 事業の名称

2. 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3. 承認事項

第6号様式(第13条第2項)

# 大網白里市住民協働事業補助金変更(中止・廃止)不承認通知書

年 月 日

団体名  
代表者名

様

大網白里市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度大網白里市住民協働事業の変更(中止・廃止)承認について、大網白里市住民協働事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、承認しないことと決定したので、下記のとおり通知します。

記

1. 事業の名称

2. 承認できない理由  
第7号様式(第15条)

# 大網白里市住民協働事業補助金遂行状況報告書

年 月 日

大網白里市長 様

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者）

印

年 月 日付け大網白里市 指令第 号で交付決定のあった  
年度大網白里市住民協働事業の 年 月 日現在の遂行状  
況について、大網白里市住民協働事業補助金交付要綱第15条の規定により、  
下記のとおり報告します。

## 記

### 1. 事業の名称

### 2. 予算関係

区 分	予算額 (A)	支出済額 (B)	予算残高 (A-B)	進捗率 (B/A)	備考
事業費総額	円	円	円	%	
上記のうち 補助金充当額					

( 年 月 日現在)

### 3. 進捗状況

第8号様式（第16条第1項）

# 大網白里市住民協働事業補助金実績報告書

年 月 日

大網白里市長 様

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者名）

㊟

年 月 日付け大網白里市 指令第 号で交付決定のあった  
年度大網白里市住民協働事業について、大網白里市住民協働事業補助金交付要  
綱第16条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

## 記

1. 事業の名称

2. 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3. 添付書類

- (1) 事業収支決算書（別紙4）
- (2) 経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し）
- (3) 事業概要を確認することができる資料（写真等）
- (4) その他市長が必要と認める書類



指令第 号  
年 月 日

団体名  
代表者名 様

大網白里市長 閣

### 大網白里市住民協働事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け大網白里市 指令第 号をもって交付決定の  
あった 年度大網白里市住民協働事業補助金については、下記のとおり  
確定したので、大網白里市住民協働事業補助金交付要綱第17条の規定により、  
通知します。

#### 記

1. 事業の名称

2. 交付確定額 \_\_\_\_\_ 円  
第10号様式（第18条）

# 大網白里市住民協働事業補助金交付請求書

年 月 日

大網白里市長 様

住所（所在地）  
氏名（団体名）  
（代表者名） ㊞

年 月 日付け大網白里市 指令第 号で額の交付確定の  
あった 年度大網白里市住民協働事業補助金を大網白里市住民協働事業  
補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり請求します。

## 記

1. 事業の名称
2. 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
3. 既交付額 \_\_\_\_\_ 円
4. 今回請求額 \_\_\_\_\_ 円

### 5. 補助金の振込先

金融機関名	銀行・金庫・信組 農協・漁協	支店・支所
預金の種類	1 普通預金      2 当座預金	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

第11号様式（第19条第2項）

# 大網白里市住民協働事業補助金概算払請求書

年 月 日

大網白里市長 様

住所（所在地）  
氏名（団体名）  
（代表者名） ㊞

年 月 日付け大網白里市 指令第 号で額の決定のあつた 年度大網白里市住民協働事業補助金を、大網白里市住民協働事業補助金交付要綱第19条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

## 記

1. 事業の名称
2. 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
3. 今回請求額 \_\_\_\_\_ 円

## 4. 補助金の振込先

金融機関名	銀行・金庫・信組 農協・漁協	支店・支所
預金の種類	1 普通預金      2 当座預金	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		